

大学共同利用機関法人自然科学研究機構特定個人情報取扱規程

平成27年11月1日

自機規程第106号

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 特定個人情報等の取得（第5条－第12条）
- 第3章 特定個人情報等の利用（第13条及び第14条）
- 第4章 特定個人情報等の保管（第15条及び第16条）
- 第5章 特定個人情報等の提供（第17条）
- 第6章 特定個人情報等の開示、訂正及び利用停止等（第18条）
- 第7章 特定個人情報等の削除・廃棄（第19条）
- 第8章 特定個人情報等に関する安全管理措置
 - 第1節 組織的安全管理措置（第20条－第29条）
 - 第2節 人的安全管理措置（第30条－第33条）
 - 第3節 物理的安全管理措置（第34条－第37条）
 - 第4節 技術的安全管理措置（第38条－第41条）
- 第9章 特定個人情報等の委託の取扱い（第42条）
- 第10章 雑則（第43条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）（以下「ガイドライン」という。）並びに大学共同利用機関法人自然科学研究機構個人情報保護規程（平成17年自機規程第54号。以下「個人情報保護規程」という。）に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保することを目的とする。

2 特定個人情報等については、個人情報保護規程に優先して本規程を適用する。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 個人番号 番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- 二 特定個人情報 個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- 三 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- 四 個人番号利用事務 番号法第2条第10項に規定する事務をいう。
- 五 個人番号関係事務 番号法第2条第11項に規定する事務をいう。
- 六 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する実施者をいう。
- 七 本人 個人番号によって識別される特定の個人をいう。
- 八 機関等 特定個人情報等を取り扱う次に掲げるものをいう。

イ 事務局

ロ 国立天文台

ハ 核融合科学研究所

ニ 岡崎統合事務センター

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第3条 機構において個人番号を取り扱う事務の範囲は、次のとおりとする。

一 役員及び職員（以下「役職員」という。）に係る個人番号関係事務

イ 給与所得・退職手当の源泉徴収票作成事務

ロ 個人住民税に関する届出事務

ハ 租税条約に関する届出・請求事務

ニ 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する申告書、届出書及び申込書提出事務

ホ 国家公務員共済届出・申請事務

へ 健康保険・厚生年金保険に関する届出、申請及び請求事務

ト 雇用保険に関する届出、申請、請求及び証明書作成事務

チ 助成金の申請又は請求、報告等に係る事務

二 役職員の配偶者に係る個人番号関係事務

イ 国民年金の第3号被保険者の届出事務

三 第1号以外の個人に係る個人番号関係事務

イ 報酬・料金等の支払調書作成事務

(特定個人情報等の範囲)

第4条 前条に規定する個人番号を取り扱う事務において、使用される個人番号及び個人

番号と関連付けて管理される特定個人情報とは、次のとおりとする。

- 一 役職員又は役職員以外の個人（以下「役職員等」という。）から、番号法第16条に基づく本人確認の措置を実施する際に提示を受けた、本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）の写し
- 二 機構が行政機関等に提出するために作成した届出書等及びこれらの控え
- 三 機構が届出書等を作成する上で、役職員等から受領する個人番号が記載された申告書等
- 四 その他個人番号と関連付けて保存される情報

第2章 特定個人情報等の取得

（特定個人情報等の適正な取得）

第5条 機構は、特定個人情報等の取得を適正かつ公正な手段によって行うものとする。

（特定個人情報等の利用目的）

第6条 機構が、役職員等から取得する特定個人情報等の利用目的は、第3条に規定する個人番号を取り扱う事務の範囲内とする。

（特定個人情報等の取得時の利用目的の通知）

第7条 機構は、特定個人情報等を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 機構は、利用目的の変更を要する場合、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認める範囲内で利用目的を変更して、本人への通知、公表又は明示を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報等を利用することができるものとする。

（個人番号の提供の要求）

第8条 機構は、第3条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り、個人番号の提供を求めることができるものとする。

（個人番号の提供を求める時期）

第9条 機構は、第3条に規定する事務を処理するために必要があるときに、個人番号の提供を求めるものとする。

2 前項にかかわらず、本人との法律関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることが可能であるものとする。

（特定個人情報等の提供の求めの制限）

第10条 機構は、番号法第19条各号のいずれかに該当し、特定個人情報等の提供を受けることができる場合を除き、特定個人情報等の提供を求めてはならない。

(特定個人情報等の取得制限)

第11条 機構は、第3条に規定する個人番号を取り扱う事務の範囲を超えて、特定個人情報等を取得しないものとする。

(本人確認)

第12条 機構が、個人番号を取得するに当たっては、番号法第16条に規定する各方法により、個人番号の確認及び当該人の身元確認を行うものとする。また、代理人については、同条に定める各方法により、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び本人の個人番号の確認を行うものとする。

第3章 特定個人情報等の利用

(個人番号の利用制限)

第13条 機構は、第6条に規定する利用目的の範囲内でのみ、個人番号を利用するものとする。

2 機構は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意があつたとしても、利用目的を超えて特定個人情報等を利用してはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第14条 機構は、第3条に規定する事務を実施するために必要な範囲に限り、特定個人情報ファイルを作成するものとする。

第4章 特定個人情報等の保管

(特定個人情報等の保管制限)

第15条 機構は、第3条に規定する事務の範囲を超えて、特定個人情報等を保管してはならない。

(特定個人情報等の正確性の確保)

第16条 機構は、特定個人情報等を第6条に規定する利用目的の範囲において、正確かつ最新の状態で管理するよう努めるものとする。

第5章 特定個人情報等の提供

(特定個人情報等の提供制限)

第17条 機構は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず特定個人情報等を第三者に提供しないものとする。

第6章 特定個人情報等の開示，訂正及び利用停止等

(開示，訂正及び利用停止等)

第18条 機構は，個人情報保護法の規定に基づき，特定個人情報等の開示，訂正及び利用停止の請求があった場合には，その適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第7章 特定個人情報等の削除・廃棄

(特定個人情報等の削除・廃棄)

第19条 機構は，個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で，かつ，所管法令において定められている保存期間を経過した場合には，個人番号をできる限り速やかに削除又は廃棄するものとする。

第8章 特定個人情報等に関する安全管理措置

第1節 組織的安全管理措置

(組織体制)

第20条 機構に，特定個人情報等の管理に関する責任を担う者（以下「総括責任者」という。）を置き，機構長をもって充てる。

2 各機関等に，機関等保護責任者1人を置き，各機関等の長をもって充てる。

3 特定個人情報等を取り扱う各部署に，特定個人情報等の管理を担う者（以下「保護責任者」という。）及び特定個人情報等に係る事務に従事する者（以下「事務取扱担当者」という。）を置き，取り扱う事務の範囲を別記様式により総括責任者へ届け出なければならない。別記様式により届け出た者以外の者は，いかなる理由があっても特定個人情報等に係る事務に携わることはできない。

4 機構に，特定個人情報等の運用状況及び取扱状況を監査する責任を担う者（以下「監査責任者」という。）を置き，監査室長をもって充てる。

(総括責任者の責務)

第21条 総括責任者は，本規程を遵守するとともに，機関等保護責任者，保護責任者及び事務取扱担当者にこれを遵守させるための教育，安全対策の実施及び周知徹底等の措置を実施する責任を負うものとする。

2 総括責任者は，保護責任者及び事務取扱担当者について，番号法，個人情報保護法，ガイドライン，本規程及び個人情報保護規程に反する行為があるなど，特定個人情報等を取り扱うに適していないと判断した場合には，当該者が特定個人情報等の取扱いに携

わることを禁ずることができる。この場合、総括責任者は、前条第3項の規定にかかわらず、代わりの者を指名しなければならない。

3 総括責任者は、次の各号に掲げる業務を所管する。

- 一 特定個人情報等の安全管理に関する教育・研修の企画及び実施に関すること。
- 二 特定個人情報等の運用状況の把握及び管理に関すること。
- 三 特定個人情報ファイルの取扱状況の把握及び管理に関すること。
- 四 機関等保護責任者の監督及び管理に関すること。
- 五 その他機構全体における特定個人情報等の安全管理に関すること。

(機関等保護責任者の責務)

第22条 機関等保護責任者は、機構における特定個人情報等に関する事務について総括責任者を補佐するとともに、当該機関等における特定個人情報等の取扱いについて適切に管理するものとする。

2 機関等保護責任者は、次の各号に掲げる業務を所管する。

- 一 当該機関等における特定個人情報等の利用申請の承認及び管理に関すること。
- 二 当該機関等における特定個人情報等の運用状況の把握及び管理に関すること。
- 三 当該機関等における特定個人情報ファイルの取扱状況の把握及び管理に関すること。
- 四 当該機関等における保護責任者及び事務取扱担当者の監督及び管理に関すること。
- 五 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）の設定及び管理に関すること。
- 六 委託先における特定個人情報等の取扱状況等の監督に関すること。

(保護責任者の責務)

第23条 保護責任者は、本規程を遵守するとともに、事務取扱担当者がこれを遵守しているかを常時把握し、管理する責任を負うものとする。

(特定個人情報等の運用状況の記録)

第24条 事務取扱担当者は、本規程に基づく運用状況を確認するため、次の各号に定める項目につき、システムログ及び利用実績を記録し、保護責任者がこれを管理、保管するものとする。

- 一 特定個人情報等の取得及び特定個人情報ファイルへの入力状況の記録
- 二 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録
- 三 書類及び特定個人情報等が記録された電子媒体等の持出しの記録
- 四 特定個人情報ファイルの削除・廃棄の記録
- 五 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等
- 六 特定個人情報ファイルを情報システムで取扱う場合、事務取扱担当者の情報システ

ムの利用状況（ログイン実績，アクセスログ等）の記録

（取扱状況の確認）

第25条 事務取扱担当者は，特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するため，特定個人情報管理台帳に以下の各号に掲げる事項を記録し，保護責任者がこれを管理，保管するものとする。

- 一 特定個人情報ファイルの種類，名称
- 二 取扱部署，事務取扱担当者
- 三 利用目的
- 四 項目及び本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲
- 五 特定個人情報等の収集方法

（情報漏えい事案等への対応）

第26条 機関等保護責任者は，特定個人情報等の漏えい，滅失又は毀損による事故（以下「漏えい事案等」という。）が発生したと判断した場合又はその恐れがあると判断した場合は，総括責任者にその旨を報告するとともに，保護責任者と連携して，速やかに事実の調査を行い，漏えい事案等の防止，若しくは漏えい事案等による損害を最小限に食い止めなければならない。

- 2 総括責任者は，漏えい事案等が発生したと判断した場合は，影響を受ける可能性のある本人にその事実を通知するとともに，必要に応じて公表するものとする。
- 3 総括責任者は，漏えい事案等が発生したと判断した場合は，情報漏えい等が発生した原因を分析し，再発防止に向けた対策を講じるとともに，必要に応じて公表するものとする。
- 4 機構は，不正アクセス，ウイルス感染の事案に加え，標的型攻撃等の被害を受けた場合の対応について，定期的に確認又は訓練等を実施するものとする。

（苦情への対応）

第27条 機構は，機構における番号法，個人情報保護法，ガイドライン又は本規程に基づく特定個人情報等の取扱いに関する苦情の申出を受ける窓口（以下「苦情受付窓口」という。）を設けるものとする。

- 2 前項に規定する苦情受付窓口は，「大学共同利用機関法人自然科学研究機構における特定個人情報に関する基本方針」のとおりとし，公表するものとする。
- 3 苦情受付窓口担当者が，苦情を受け付けた場合には，その旨を機関等保護責任者に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた機関等保護責任者は，適切に対応するものとする。

（監査）

第28条 監査責任者は，機構の特定個人情報等の適正な取扱いその他関係法令及び本規程の遵守状況について，1年に1回定期的に及び必要に応じ臨時に監査を実施の上，検証

し、その結果を総括責任者に報告するものとする。

- 2 前項の規定により、総括責任者は監査の結果を踏まえ、改善の必要がある場合には、速やかに改善策を講じるものとする。

(安全管理措置の見直し)

第29条 機関等保護責任者は、1年に1回定期に及び必要に応じ臨時に特定個人情報等の運用状況の記録及び特定個人情報ファイルの取扱状況の点検を実施し、その結果を総括責任者に報告しなければならない。

- 2 総括責任者は、前項の点検の結果及び前条の監査の結果に基づき、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むものとする。

第2節 人的安全管理措置

(事務取扱に関する監督及び管理)

第30条 総括責任者及び機関等保護責任者は、特定個人情報等が本規程に基づき適正に取扱われるよう、保護責任者及び事務取扱担当者に対して、必要かつ適切な監督を行うものとする。

(事務取扱担当者の責務)

第31条 事務取扱担当者は、特定個人情報等の「取得」、「利用」、「保管」、「提供」、「開示、訂正、利用停止」、「廃棄」又は委託処理等、特定個人情報等を取扱う業務に従事するに当たっては、特定個人情報等を保護するため、番号法及び個人情報保護法、ガイドライン、本規程及び個人情報保護規程を遵守するとともに、機関等保護責任者及び保護責任者の指示に従わなければならない。

- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報等の漏えい等、番号法、個人情報保護法、ガイドライン、本規程又は個人情報保護規程に違反している事実、若しくはその兆候を把握した場合には、速やかに機関等保護責任者及び保護責任者を通じて総括責任者に報告するものとする。
- 3 事務取扱担当者は、自分の手元に個人番号（個人番号が記された書面の写し、メモ等を含む。）を残してはならないものとする。

(教育・研修)

第32条 総括責任者は、機関等保護責任者、保護責任者及び事務取扱担当者に対し、本規程を遵守させるために必要な教育を実施するものとする。

- 2 機関等保護責任者、保護責任者及び事務取扱担当者は、前項の規定に基づく教育を受けなければならない。

(懲戒等)

第33条 機構は、番号法、個人情報保護法、ガイドライン、本規程又は個人情報保護規

程に違反した職員に対し、懲戒等が相当と判断した場合は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員懲戒規程（平成16年自機規程第40号）に基づき行うものとする。

第3節 物理的安全管理措置

（管理区域及び取扱区域）

第34条 機構における管理区域及び取扱区域は、機関等保護責任者が設定し、それぞれの区域に対し、次の各号に掲げる物理的な安全管理措置を講じるものとする。

- 一 管理区域 管理区域であることを明示するとともに、入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器及び電子媒体等の制限を行う。
- 二 取扱区域 事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所を割り当て、取扱区域であることを明示するとともに、可能な限り壁又は間仕切り等を設置し、事務取扱担当者以外の者が出入りするのを禁ずる。ただし、保護責任者が特定個人情報等の保護に当たって問題がないと認める場合はこの限りではない。

（機器及び電子媒体等の盗難等の防止）

第35条 機構は、管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体又は書類等は、施錠できる書庫等に保管する。
 - 二 特定個人情報ファイルを取扱う情報システム機器は、セキュリティワイヤー等により固定する。
- 2 事務取扱担当者が、短時間であっても管理区域及び取扱区域を離れるときは、前項各号の定める措置を遵守し、特定個人情報等の盗難等を防止しなければならない。

（電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止）

第36条 機構は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持出し（特定個人情報等を管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、機構内での移動も含む。）は、次の各号に掲げる場合を除き禁止するものとする。

- 一 個人番号関係事務に係る外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場合
 - 二 行政機関等への届出書等の提出等、機構が実施する個人番号関係事務に関して、個人番号利用事務実施者に対しデータ又は書類を提出する場合
 - 三 各部署で取りまとめた個人番号関係事務に必要な特定個人情報等を特定関係事務実施部署に移動する場合
- 2 前項により特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持出しを行う場合には、

次の各号に掲げる安全策を講じるものとする。ただし、行政機関等に法定調書等をデータで提出するに当たっては、行政機関等が指定する提出方法に従うものとする。

一 特定個人情報等が記録された電子媒体を安全に持ち出す方法

- イ 持出しデータの暗号化
- ロ 持出しデータのパスワードによる保護
- ハ 施錠できる搬送容器の使用
- ニ 追跡可能な移送手段の利用

二 特定個人情報等が記載された書類等を安全に持ち出す方法

- イ 封緘又は目隠しシールの貼付（各部署の事務取扱担当者間において特定個人情報等が記載された書類等を移送する場合を含む。）
- ロ 郵送等により移送する場合は、追跡可能な移動手段の利用や親展等による移送（書類、機器及び電子媒体等の削除・廃棄）

第37条 特定個人情報等が記載又は記録された書類、機器及び電子媒体等の削除又は廃棄については、次の各号のとおりとする。

一 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記載された書類等を廃棄する場合、記載内容が復元不可能までの裁断又は外部での焼却・溶解等の復元不可能な手段を用いなければならない。

二 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を用いなければならない。

三 事務取扱担当者は、特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、容易に復元できない手段を用いなければならない。

四 特定個人情報等を取り扱う情報システムにおいては、当該関連する法定調書の法定保存期間経過後速やかに個人番号を削除するよう、情報システムを構築するものとする。

五 個人番号が記載された書類等については、当該関連する法定調書の法定保存期間経過後の最初に到来する年度末に廃棄するものとする。

2 保護責任者は、事務取扱担当者が個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した次の各号の内容についての記録を保存するものとする。

- 一 特定個人情報ファイルの種類・名称
- 二 取扱部署、保護責任者の氏名
- 三 削除・廃棄状況

第4節 技術的安全管理措置

(アクセス制御)

第38条 特定個人情報等へのアクセス制御は、次の各号のとおりとする。

- 一 個人番号と紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定する。
- 二 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム等をアクセス制御により限定する。
- 三 ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。

(アクセス者の識別と認証)

第39条 特定個人情報等を取り扱う情報システムは、ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等の識別方法により、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを識別した結果に基づき認証するものとする。

- 2 事務取扱担当者が異動等によって変更となった場合には、即時にパスワードを変更、磁気・ICカードを変更するなどし、アクセス権の変更設定を行わなければならない。
- 3 アクセス権を有しない者は、いかなる理由があっても、特定個人情報等を取り扱う情報システムにアクセスしてはならない。

(外部からの不正アクセス等による被害の防止等)

第40条 機構は、次の各号の方法により、情報システムを外部等からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組み等を導入するものとする。

- 一 特定個人情報等を取り扱う情報システムと外部ネットワーク（又はその他情報システム）との接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する方法
- 二 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する方法
- 三 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法
- 四 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新の状態とする方法
- 五 定期に及び必要に応じ随時にアクセスログ等の分析を行い、不正アクセス等を検知する方法
- 六 不正アクセス等の被害に遭った場合であっても、被害を最小化する仕組み（ネットワークの遮断等）を導入し、適切に運用する方法
- 七 情報システムの不正な構成変更（許可されていない電子媒体、機器の接続等、ソフトウェアのインストール等）を防止する方法

(情報漏えい等の防止)

第41条 機構は、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するために通信経路の暗号化等の措置を講じるものとする。

- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報ファイルを機器又は電子媒体等に保存する必要がある場合は、原則として、暗号化又はパスワードにより秘匿するとともに、その秘匿に当たっては、特定個人情報ファイルを不正に入手した者が容易に復元できないように、暗号鍵及びパスワードの運用管理、パスワードに用いる文字の種類や桁数等の要素を考慮しなければならない。

第9章 特定個人情報等の委託の取扱い

(委託先における安全管理措置)

第42条 機構は、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を委託する場合には、機構自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

- 2 前項の必要かつ適切な監督には、次の各号に掲げる事項が含まれるものとする。
 - 一 委託先の適切な選定
 - 二 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結
 - 三 委託先における特定個人情報等の取扱状況の把握
- 3 前項第1号の委託先の適切な選定としては、次の各号に掲げる事項について特定個人情報等の保護に関して、機構が定める水準を満たしているかについて、あらかじめ確認するものとする。
 - 一 設備
 - 二 技術水準
 - 三 従業者（事業者の組織内にあつて直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいう。具体的には、従業員のほか、取締役、監査役、理事、派遣社員等を含む。）に対する監督・教育の状況
 - 四 経営環境状況
 - 五 特定個人情報等の安全管理の状況（「個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化」、「特定個人情報等の範囲の明確化」、「事務取扱担当者の明確化」、「個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄」を含む。）
- 4 第2項第2号の委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結については、委託契約の内容として、次の各号に掲げる規定等を盛り込むものとする。
 - 一 秘密保持義務に関する規定
 - 二 事業所内からの特定個人情報等の持出しの禁止
 - 三 特定個人情報等の目的外利用の禁止
 - 四 再委託における条件
 - 五 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定

- 六 委託契約終了後の特定個人情報等の返却又は廃棄に関する規定
 - 七 従業員に対する監督・教育に関する規定
 - 八 契約内容の遵守状況について報告を求める規定に関する規定
 - 九 特定個人情報等を取り扱う従業員の明確化に関する規定
 - 十 機構が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定
- 5 機構は、委託先において特定個人情報等の安全管理が適切に行われていることについて、1年に1回又は随時に必要に応じて確認をするものとする。
- 6 機構は、委託先において情報漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに機構に報告される体勢になっていることを確認するものとする。
- 7 委託先は、機構の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を再委託することができるものとする。また、再委託先が更に再委託する場合も同様とする。
- 8 機構は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているか否かについても監督する。
- 9 機構は、委託先が再委託をする場合、当該再委託契約の内容として、第4項と同等の規定等を盛り込ませるものとする。

第10章 雑則

(補則)

第43条 番号法、個人情報保護法、ガイドライン、この規程及び個人情報保護規程に定めるもののほか、機構における特定個人情報等の保護に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

別記様式(第20条第3項関係)

年 月 日

特 定 個 人 情 報 等 取 扱 届 出 書

総括責任者 殿

機 関 等 名 :

機 関 等 保 護 責 任 者 :

大学共同利用機関法人自然科学研究機構特定個人情報取扱規程第20条第3項に基づき下記のとおり届け出ます。

記

(年 月 日現在)

部署	保護責任者	事務取扱担当者	取り扱う事務の範囲